

◎新潟県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 次第浜新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市小舟町三丁目308番2から 同市小舟町三丁目303番1まで	新	12.0～28.8メートル	142.3メートル
新発田市小舟町三丁目308番2から 同市小舟町三丁目303番4まで	旧	8.5～23.1メートル	156.4メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更